

◎保安林の択伐・間伐の届出【規則第 68 条第 1 項の届出書の様式】

保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書

年 月 日

鳥取県〇〇地方事務所の長 様

住 所  
届出人 氏名

次のとおり森林の立木を択伐（間伐）により伐採したいので、森林法第 34 条の 2 第 1 項（第 44 条において準用する同法第 34 条の 2 第 1 項）（森林法第 34 条の 3 第 1 項（第 44 条において準用する同法第 34 条の 3 第 1 項））の規定により届け出ます。

保安林(保安施設地区)の指定の目的												
森 林 の 所 在 場 所					伐採 樹種	伐採をし ようとす る立木の 年 齢	伐採 立木 材積	伐採 箇所 の 面積	伐 採 方 法	伐採 の 期 間	森林経 営計画 の有無	備考
市郡	町村	大字	字	地 番								
							m3	ha				

注意事項

- 1 伐採箇所の面積は、小数第 4 位まで記載すること。
- 2 伐採方法欄には、択伐においては単木、帯状、群状等、間伐においては単木、列状等の選木方法を記載すること。
- 3 森林経営計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第 34 条の 2 第 4 項ただし書に規定する森林経営計画の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 4 添付する図面の様式は、規則第 48 条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採箇所を明示すること。
- 5 この届出書は、択伐又は間伐を開始する日前 90 日～20 日までの間に 1 通提出すること。